令和7年9月11日 入札公告 令和7年10月9日 入札及び開札

# 閲覧図書

事 業 名 : 高台寺山国有林外修景伐採事業

事業場所: 京都府京都市 高台寺山国有林108に林小班外

事業内容: 修景伐採

- 1. 入札者注意書
- 2. 入札書
- 3. 委任状
- 4. 修景伐採事業請負契約書(案)
- 5. 明細書
- 6. 作業仕様書
- 7. 事業位置図
- 8. 請負事業事故報告書様式
- 9. 現場説明会案内図

京都大阪森林管理事務所

# 入札者注意書

入札者(代理人を含む。以下同じ。)は、入札公告、契約書案、入札説明書、本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知の上、入札して下さい。

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号) その他の入札に係る法令に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は 入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉とすること。 ただし、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成する こと。
- 5 入札金額は、入札物件番号毎に総額を記載することとし、入札書には、入札者が消費税 及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積も った契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。ただし、落札決定に当たって は入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金 額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札金額(契約 金額) とする。
- 6 入札者は、入札書提出前に入札参加資格者である証明書を提示すること。
- 7 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
- 8 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項(別紙)について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
- 9 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。
- (1) 入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書
- (2) 指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
- (3)入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書。
- (4) 入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書。
- (5) 委任状を持参しない代理人のした入札書
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
- (7) 入札金額の記載を訂正した入札書
- (8) 入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書

- (9) 入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書
- (10) 明らかに連合によると認められる入札書
- (11) 同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
- (12) 入札保証金(その納付に代え予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。)の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
- (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合に おいて、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足していると き。
- (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
- (15) 暴力団排除に関する誓約事項(別紙)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
- (16) その他入札に関する条件に違反した入札
- 10 一旦提出した入札書は、その理由のいかんにかかわらず引換、変更又は取消をすることができない。
- 11 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し 出があっても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があ っても受理しない。
- 12 開札は入札者の面前で行う。ただし、入札者が出席しないときは、入札事務に関係のない職員が立ち会って行う。
- 13 開札の結果、予定価格に達する者がないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。 その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
- 14 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
  - (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって、著しく不適当であると認められるときは、最低額の入札者であっても落札者とならない場合がある。
  - (2) (1) の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と 契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者 は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
  - (3) (1) により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
  - (4)(1)の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
- 15 落札となるべき同価格の入札をした者(総合評価落札方式による一般競争入札の場合にあっては、総合評価点が最高であった者)が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、同価格の入札をした者のうち、当該入札に立ち会わない者又は、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。

- 16 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
- 17 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額(入札書に記載した金額の 100分の110に相当する金額)の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- 18 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めたときは、入札の執行を中止する。
- 19 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
- 20 このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 契約の相手方として不適当な者
- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 契約の相手方として不適当な行為をする者
- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

<b>7</b> 7 <b>F</b> G	順	位		
初・再回	落 •	不落		

# 入 札 書

物件名:高台寺山国有林外修景伐採事業

入札金額

億	千万	百万	十万	万	千	百	+	円

入札金額の数字の頭に¥を冠すること。また、入札金額内訳書を添付すること。 上記金額は消費税及び地方消費税相当額を除いた金額であるので契約額は上記 金額に10%に相当する額を加算した金額となること、及び入札公告、入札説明書、 入札者注意書、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承知のうえ入札します。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局 京都大阪森林管理事務所長 氏橋 亮介 殿

入札者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

- ◎ 応札の前にもう一度確かめましょう。
  - (1) 氏名は洩れていませんか。
  - (2) 入札金額は入札しようとする物件のものですか。
  - (3) 金額に桁違い等の誤りはありませんか。

# 委 任 状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局 京都大阪森林管理事務所長 氏橋 亮介 殿

> (委任者) 所在地(住所) 商号又は名 称 代表者役職氏名

私は、下記の者を代理人と定め、下記業務に関する一切の権限を委任します。

(受任者) 所在地 (住所) 商号又は名称 代理人

(件名) 令和7年10月9日開札 物件名:高台寺山国有林外修景伐採事業

# 委 任 状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局 京都大阪森林管理事務所長 氏橋 亮介 殿

> (委任者) 所在地(住所) 商号又は名称 代表者役職氏名

私は、下記の者をもって代理人と定め、京都大阪森林管理事務所における契約について、下記の一切の権限を委任します。

(受任者) 所在地(住所) 商号又は名称 代表者役職氏名

### (委任事項)

- 1 入札及び見積に関する件
- 2 契約締結に関する件
- 3 入札保証金及び契約保証金の納付並びに領収に関する件
- 4 物品納入、代金請求並びに領収に関する件
- 5 復代理人の選任及び解任の件
- 6 その他契約履行に関する件

## (委任期間)

令和 年 月 日から令和 年 月 日

## 修景伐採事業請負契約書(案)

1 事 業 名 高台寺山国有林外修景伐採事業

2 事業場所 京都府京都市 高台寺山国有林108に林小班外

3 事 業 量 修景伐採 25.68 m<sup>3</sup>

4 事業期間 契約締結日の翌日から 令和7年11月28日まで

5 請負金額 金 円也

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額(以下「消費税」という。)

金 円也)

[注] 「取引に係わる消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、請負金額に10/110を乗じて得た額である。

()の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。

6 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。 (適用されるものは〇印、削除されるもの×印。)

適用削除の区分		選択条項		
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号		
×	契約保証金の納付に変	第4条第1項第2号		
^	証券等の提供			
×	銀行、甲が確実と認め	第4条第1項第3号		
×	公共工事履行保証証券	第4条第1項第4号		
×	履行保証保険契約の約	第4条第1項第5号		
×	支給材料及び貸与品	第15条		
×	前金払	第35条第1項		
×	中間前金払	第35条第3項		
	部分払	第38条		
×	国庫債務負担行為に係	第40条		

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあっては、別紙を添付する。

#### 7 利用物件及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日
なし				

#### 8 特約事項

- (1) 請負代金は近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) 伐倒木の持ち出しを禁止する。
- (3) 暴力団排除に関する特約条項は別紙のとおり。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年9月11日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を締結している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

印

発注者 住 所 京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町102

氏 名 分任支出負担行為担当官

近畿中国森林管理局

京都大阪森林管理事務所長 氏橋 亮介

請負者 住 所

氏 名 印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所 及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及び その他の構成員の住所及び氏名を記入する。

### 暴力団排除に関する特約条項

#### (属性要件に基づく契約解除)

- 第1条 甲(発注者をいう。以下同じ。)は、乙(請負者をいう。以下同じ。)が次の各号の一に 該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
  - (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
  - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
  - (3) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接 的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
  - (4) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
  - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### (行為要件に基づく契約解除)

- 第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの 催告を要せず、本契約を解除することができる。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為

#### (表明確約)

- 第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来に わたっても該当しないことを確約する。
  - 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者(以下「解除対象者」という。)を再請 負人等(再請負人(再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。)、受任者(再 委任以降の全ての受任者を含む。)及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に 契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

### (再請負契約等に関する契約解除)

- 第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるようにしなければならない。
  - 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

#### (損害賠償)

- 第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより 乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
  - 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、 甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

#### (不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の 反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受け た場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに 不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものと する。

# 明 細 書

## 1 品質 規格

森林事務所	作業種別	国有林	林小班	数量	単位	備考
		高台寺山	1081=	1. 47	m³	本数2本(シイ外広葉樹)
			108ほ2	6. 67	m³	本数4本(シイ外広葉樹)
	     修景伐採	同口寸川	1118	15. 75	m³	本数13本 (シイ外広葉樹)
東山	<b>沙泉以</b> 体		計	23. 89	m³	
		阿弥陀ヶ峯	113ち 1	1. 79	m³	本数3本(シイ外広葉樹)
		PM 3小PC 7 筆   	計	1. 79	m³	
	4	- 1	<u>†</u>	25. 68	m³	

## 2. 作業場所

- 別紙事業箇所位置図のとおり。

## 3. 作業仕様

- 別紙作業仕様書のとおり。

## 作業仕様書総則

- 1. 近畿中国森林管理局管内の造林関係請負事業(本業務も含む)の実施に当たっては、この作業仕様書、特記仕様書、造林事業請負標準仕様書、造林事業請負実行管理基準及び図面 (以下、「設計図書」という。)に基づき実施するものとする。
- 2. 現場は、周囲を測量杭(又はテープ)等によって標示している。
- 3. 設計図書に基づき調達した材料(苗木・薬剤・シカ防護柵・肥料)の使用に当たっては、 その使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
- 4. 実行記録写真は、造林事業請負実行管理基準に定める実行記録写真の撮影要領に基づき 撮影することとするが、一連の記録写真は契約の記番毎に1箇所以上撮影するものとす る。
- 5. 造林事業請負標準仕様書第 21 条における事故とは、4 日以上の休業を要する労働災害、 第三者に及ぼした事故及び第 3 者から受けた事故とする。

監督職員が指示する様式(事故報告書)は、別に定める「請負業務事故報告書」とする。

6. 本業務の実施に必要な諸作業で、設計図書に明記していないものは、乙において実施し、 その費用は乙の負担とする。

### 修景伐採仕様書

#### (被害木の伐倒・玉切り)

- 1. 斜面上部から作業を行うとともに、処理木の転落等の危険がないか、常に斜面上部に注意して作業すること。
- 2. 欠頂木の伐採高は、地上 50cm 以下を標準とする。ただし、傾斜により伐採木の転落のおそれがある箇所については、転落防止の受杭用として被害立木を1m程度の高さで伐採し利用すること。
- 3. 欠頂木の伐倒は、重心の移動が難しいことから、受け口を大きめに取ったうえでクサビ 等を使用し、安全な方向に伐倒すること。
- 4. 根返り木は、転落防止措置を行ったうえで、安定した状態で玉切り等を行うこと。
- 5. 重なって倒れている場合は、切り離した材をチルホール等で順次引き出しながら作業する等、できる限り危険がないよう作業すること。
- 6. 処理木は移動可能な長さに玉切りすること。
- 7. 歩道等へ落とし込む伐採や玉切りは行わないこと。
- 8. 谷、分収育林地及び登山道並びに民有地への伐倒は避けること。なお、伐倒木が入った場合は、区域内及び谷の場合は外部に流失しない場所へ移動すること。

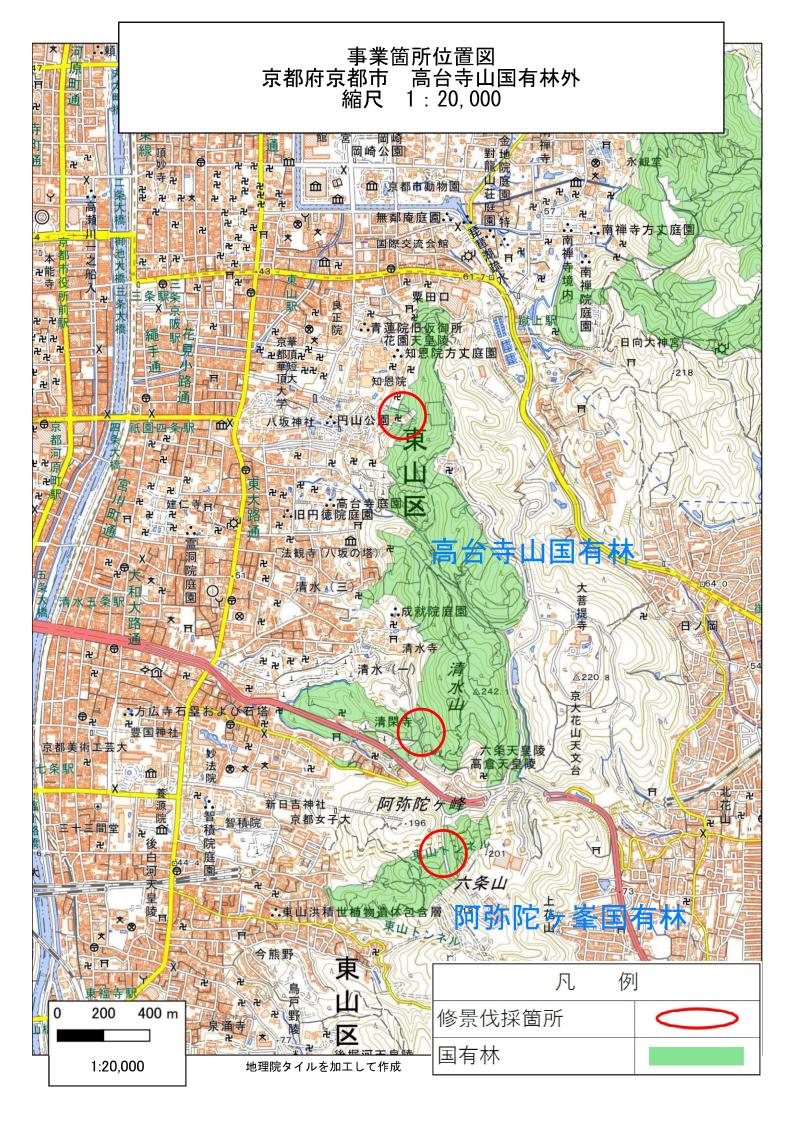
### (集積等)

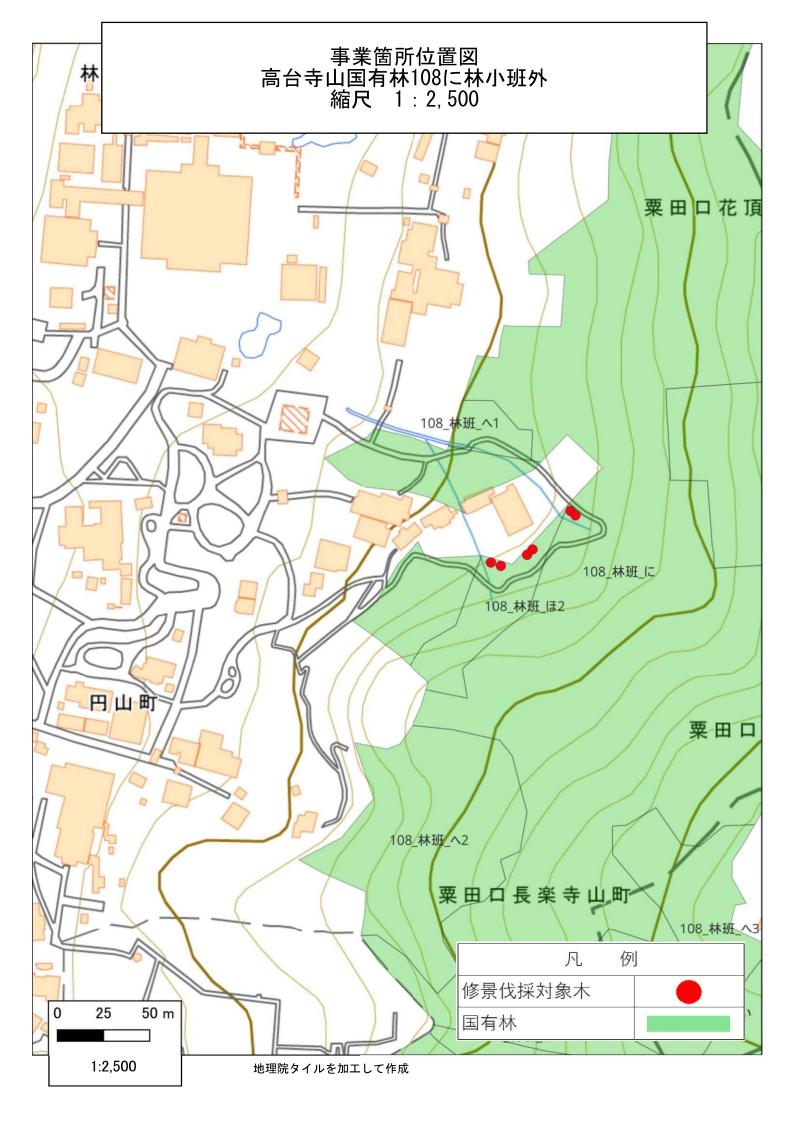
9. 被害木整理後に更新作業を行うことから、処理木や、作業に伴い発生する末木枝条等は、 斜面下へ転落しないよう筋置きし、集積する高さは概ね1mまでとする。なお、必要に応 じて落下防止措置を講じること。また、後の更新作業に支障がないように、筋置きにあた っては適当な間隔を空けること。

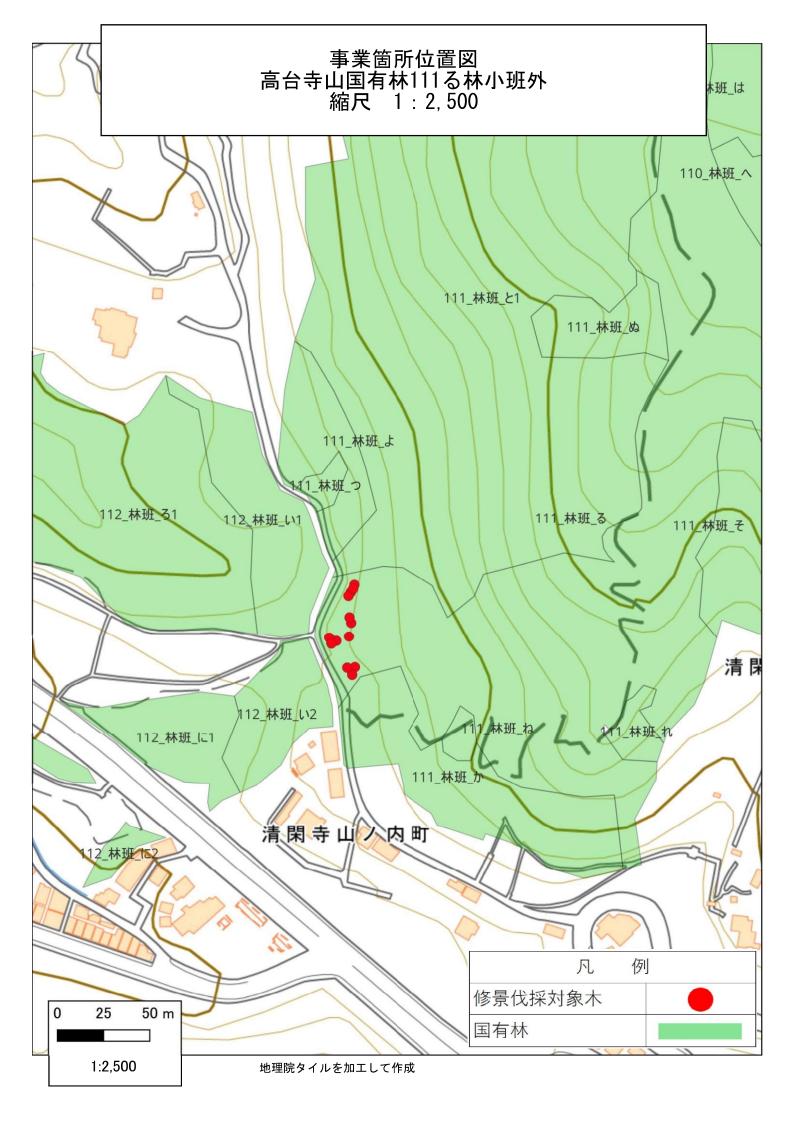
谷部の倒木、枝条は、流水区域から林地へ移動させ整理すること。

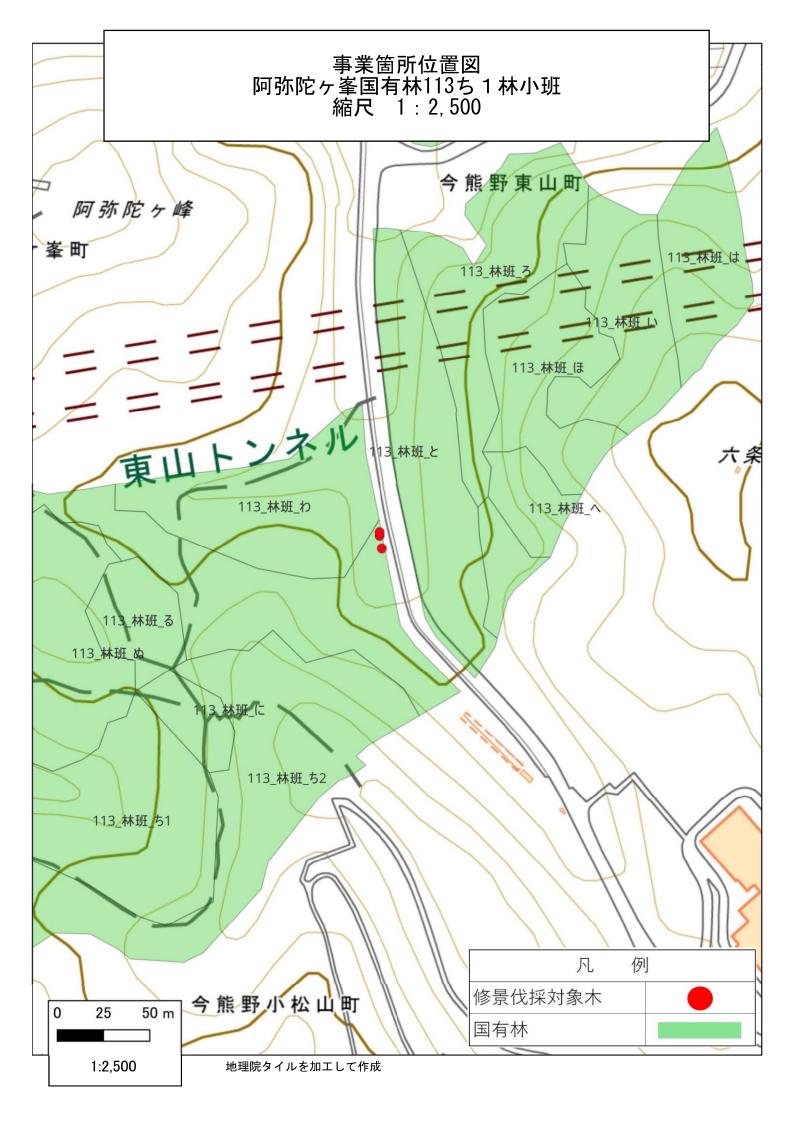
## (その他)

- 10. 公道は損傷しないように通行し、損傷した場合は請負人が修理すること。
- 11. 作業にあたっては、看板の設置や通行規制等を行い、事業箇所に隣接する道路を通行する観光客、登山道の歩行者などの安全確保に必要な措置を講ずること。
- 12. その他、本仕様書に定めのない事項については監督職員との協議によるものとし、また事業 実行に当たっては監督職員へ逐次報告し、指示や確認を受けること。









# 請負事業事故報告書

令和 年 月 日

監督職員

殿

請 負 者

現場代理人

事業名						事業場所						
発/	生日時	令和	目)			時 分		天候				
災害発生状況・原因	①どのような場所で ②どのような作業をしているときに ③どのような物又は環境に ④どのような 不安全な又は有害な状態であって ⑤どのようにして災害が発生したかを詳細に記載する。 また、略図を添付する。											
被害状況	人自	的被害・物的被害を記載										
	氏名			生年 月日		年	月日	∃( 歳)	性別		職種	
被災者	連絡先	(TEL)								経験 年数		
	傷病名		傷病 部位			休業見 •死亡	.込期間 日時				被災 場所	
今後の対策												
所見・状況												

